

平成20年5月1日

各位

株式会社ほっかほっか亭総本部  
代表取締役 青木 達也

サンコー株式会社に対する仮処分申立について

当社は、当社の茨城地区本部であるサンコー株式会社（以下、「サンコー」といいます。）に対して、契約上の地位の確認と、類似営業の禁止を求める仮処分の申立を行いましたので、お知らせします。

サンコーは、平成20年4月25日付け通知書によって、平成20年5月14日をもって、当社との「ほっかほっか亭 茨城地区」の地区本部契約を解約する旨の意思表示を行っております。また、同日付けの株式会社プレナスのプレスリリースでは、平成20年5月15日以降、サンコーが「ほっともっと」の茨城地区本部となる旨発表されています。

しかし、当社とサンコーとの間の地区本部契約の有効期間は3年間であり、一定期間前に通知すれば中途解約できる旨の条項はありません。また、同契約第7条の明文の規定によって、当社との契約期間中に「ほっかほっか亭」と類似する事業を営むことは禁止されております。

このように、サンコーの行為は双方が合意している契約に違反するものであり、当社として、これを放置することは「ほっかほっか亭」チェーン全体に多大な影響を与えることから、やむを得ず、仮処分申立に踏み切ったものです。

以上